

御殿場市立中学校新制服製造事業者選定 公募型募集要領

令和7年8月

御 殿 場 市

◆問合せ先及び申請書類の提出先◆

御殿場市教育委員会学校教育課

〒412-8601 御殿場市萩原483番地

電 話 0550-82-4534

F A X 0550-82-4525

E-mail gakko@city.gotemba.lg.jp

↑

アルファベット小文字のEメール

御殿場市立中学校新制服製造事業者選定公募型募集要領

1 目的

本市では、生徒がより安心して快適に学校生活が送れるように、また、保護者の経済的負担の軽減、多様性への配慮、学校生活での使用に必要な十分な機能性を備えた制服とすることを目指して、市内中学校統一仕様の制服を導入する。

新たな制服の導入に当たっては、広く制服に係る企画提案を求め、事業者の提案内容及び能力・適性等を総合的に判断し、本事業に最も適したマスターメーカーを選定するために実施するものである。

2 業務の概要

- (1) 名称 御殿場市立中学校新制服製造事業者選定公募型募集
- (2) 選定方法 企画提案書等の公募による選定

3 事業内容及びスケジュール

(1) 事業内容

① 新制服のデザイン案の作成及び決定

【検討品目】 ジャケット（ブレザー・冬用）・スラックス（冬用）・スカート（冬用）・他
ポロシャツ（夏用）・シャツ・ネクタイ・リボン・エンブレム等

※ただし、夏服・シャツ及びネクタイ等については、業者決定後に検討を行う。

- ② 新デザイン案の作成、展示及び生徒保護者アンケート等の企画・支援
- ③ 新制服の導入予定時期に向けた製造
- ④ 新制服の販売に係る準備
- ⑤ 仕様書の作成・公開・説明

(2) 全体スケジュール

令和7年10月 公募型選定実施 事業者の決定

11月 事業者による新制服デザイン案の提案

11月～12月 新制服デザイン及び仕様書等の協議検討

令和8年 1月 新制服デザイン案の作成（生徒アンケート等の実施）

2月 新制服デザインの決定及び公表

11月 新制服の注文受付開始

令和9年 2月 新制服の引渡し開始

4月 新制服の着用

(3) 縫製仕様書の公開について

「公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書」（平成29年11月公正取引委員会事務総局）に基づき、最終選定された制服についての縫製仕様書は公開するものとする。

4 参加資格要件等

公募型募集に参加しようとする者は、参加資格審査申請日から本契約締結日までの間において、次に掲げる項目をすべて満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 御殿場市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱(平成4年御殿場市告示第78号)の規定による入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (5) 御殿場市暴力団排除条例(平成24年御殿場市条例第24号)に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団等でない者であること。
- (6) 最近1年間の法人税、法人市民税、消費税、地方消費税及び御殿場市税を滞納していない者であること。

5 参加表明手続

- (1) 要領の配布（御殿場市のホームページからダウンロードできます。）

時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）

場所 御殿場市教育委員会学校教育課（御殿場市役所本庁舎5階）

- (2) 質問の受付

公募に関する質問は、公募に関する質問書（様式自由）を作成のうえ、郵送、FAX又は電子メールにより提出する。電子メールでの質問の際は件名を【制服製造事業者公募に関する質問】とし、公募に関する質問書を添付する。

- (3) 質問の回答

質問者の権利や利益などを害するおそれがあると認められるものを除き、期日までに取りまとめた質問・回答を応募したすべての団体へ通知する。

- (4) 参加表明書類の提出

御殿場市公募型募集参加表明書（様式第1号）に下記必要書類を添え、持参又は郵送により各1部提出する。

- ・法人等概要書（要領様式第1）
- ・暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（要領様式第2）
- ・市税等滞納のないことが分かる証明書（写し可。作成後3か月以内のもの。）
- ・県税等滞納のないことが分かる証明書（写し可。作成後3か月以内のもの。）
- ・国税等納税証明書（写し可。発行から3か月以内のもの。）

(5) 提出期間 令和7年9月1日（月）から9月16日（火）まで

※持参する場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(6) 参加資格確認結果通知

参加資格を有する者であるかを確認し、その結果を郵送にて通知（様式第2号）する。
参加資格を認めた業者には、御殿場市公募型募集書類提出要請書（様式第3号）により、
提案書及び必要書類の提出を要請する。

6 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書について

企画提案書（要領様式第3）のほか、企画提案資料及び見積書を持参又は郵送（電子メール不可）により各20部提出する。

① 企画提案資料について

要領様式第3-1から第3-9により、評価項目に関する企画提案資料を作成する。
なお、文字サイズは11ポイント以上とし、A4縦長横書き片面、各様式とも上限2ページ以内に収める。

なお、会社概要及び業務実績等については、パンフレット等でも可とする。

【要点】 マスターメーカーとなった場合の企画提案

- ・提案する新制服の写真（デザイン画でも可）
- ・製品説明（作成コンセプト、デザイン、生地・素材の機能及び特徴、縫製技術、LGBTQ対応等）
- ・マスターメーカーとしてどのような企画やアフターサービスが行えるか。
- ・その他アピールポイント

② 見積書について

提案する新制服の想定小売価格（消費税等抜き）を記載。男女別で算出。

下衣については、推奨品（任意購入扱い）として、それぞれ（パンツ・スカート・キュロット等）見積もること。

(2) プレゼンテーション・ヒアリングについて

- ① 日時：令和7年10月16日（木） 玉穂支所第3・4会議室（予定）
- ② 1事業者につき提案説明20分以内、ヒアリング10分以内とする。
- ③ プレゼンテーションの順番は参加表明書の受付順とする。
- ④ プレゼンテーション参加者は1事業所につき3名までとする。
- ⑤ パソコン、プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブルの貸与が可能。
- ⑥ 1社1提案とし、提案する新制服を1セット持参し、展示すること。
- ⑦ 当日の追加資料配布は認められない。

7 評価及び選定に関する事項

(1) 評価の方法

- ① 御殿場市立中学校制服検討委員会委員が評価を行う。
- ② 委員が評価した内容に基づき、教育委員会がマスターメーカーを決定する。
- ③ プレゼンテーションは非公開とし、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。
また、選定経過については公表しない。

(2) 評価基準

番号	評価項目	評価の着目点	配点
①	経営基盤・供給体制	継続して制服を供給できる経営的基盤 生産体制、他市町での選定実績	10点
②	販売体制・緊急対応	販売店との連携・アフターサービス体制 問題発生時・緊急対応時の対応	10点
③	協力体制	マスターメーカー決定後の制服検討委員会への参加、児童生徒・保護者への情報提供等	10点
④	信頼性	仕様書の作成、開示、メーカー・販売店に対する説明会への対応等	15点
⑤	コンセプト・デザイン	制服導入の趣旨を理解した提案、魅力的なデザイン等	10点
⑥	機能性・快適性	寒暖への適応性、通気性や透湿性、防臭性、形状記憶、手入れが容易である等	10点
⑦	耐久性	生地や素材の特徴、縫製技術面など、3年間の成長に合わせた耐久性等	10点
⑧	経済性	従来制服の価格を考慮し、保護者負担に配慮した社会通念上許容できる範囲での価格設定等	15点
⑨	多様性	ジェンダーレスへの対応、女子用スラックス・キュロット等の提案	10点
		合計	100点

(3) 評価方法

- ① 評価方法は採点方式とし、評価基準に基づき項目について、各委員が評価する。委員ごとに合計評価点を基に参加表明者の順位を決定して点数化したものを、その合計点数が高い順に上位とする。順位に基づく点数は、別表のとおりとする。
- ② 合計点数が同点の場合には、委員の評価点数の合計点が高い順に上位とする。
- ③ 各委員の持ち点（100点）を合算した値の6割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選外とする。

別表

5社の場合		4社の場合		3社の場合	
順位	点数	順位	点数	順位	点数
1位	5点	1位	4点	1位	3点
2位	4点	2位	3点	2位	2点
3位	3点	3位	2点	3位	1点
4位	2点	4位	1点		
5位	1点				

(4) 選定結果について

選定の結果は、全ての参加者に書面で通知する。また、市のホームページにて公表する。

5 公募型募集参加に関する留意事項

(1) 接触の禁止

制服検討委員会委員及びその他本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には失格となることがある。

(2) 参加費用の負担

公募型募集に要する費用は、参加者の負担とする。

(3) 提出書類について

① 書類の不備

提出書類に虚偽・不正があった場合や、期限までに整わなかった場合には審査の対象から除外する。

② 変更の禁止

一度提出された書類については変更を認めず、選定・非選定に関わらず返却はしない。

③ 情報公開

提出書類については、御殿場市公文書公開条例に基づき情報公開の対象となる。

6 問合せ先及び書類の提出先

御殿場市教育委員会 学校教育課 制服担当

〒412-8601 御殿場市萩原483番地（御殿場市役所本庁舎5階）

電話 0550-82-4534

FAX 0550-82-4525

E-mail gakko@city.gotemba.lg.jp

↑
アルファベット小文字のエル